ハ　食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において行われていること。

⑾　在宅復帰支援機能加算　10単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、１日につき所定単位数を加算する。

イ　入院患者の家族との連絡調整を行っていること。

ロ　入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

⑿　特定診療費

入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

⒀　認知症専門ケア加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　認知症専門ケア加算(Ⅰ)　３単位

(2)　認知症専門ケア加算(Ⅱ)　４単位

⒁　認知症行動・心理症状緊急対応加算　200単位

注　医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入院することが適当であると判断した者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、入院した日から起算して７日を限度として、１日につき所定単位数を加算する。

⒂　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入所者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　12単位

㈡　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　６単位

㈢　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　６単位

⒃　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　(1)から⒂までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　㈠により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　㈠により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ハ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1)　認知症疾患型介護療養施設サービス費（１日につき）

㈠　認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a　認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i　要介護１	998単位
ii　要介護２	1,063単位
iii　要介護３	1,129単位
iv　要介護４	1,196単位
v　要介護５	1,262単位

b　認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i　要介護１	1,107単位
ii　要介護２	1,172単位
iii　要介護３	1,238単位
iv　要介護４	1,305単位
v　要介護５	1,370単位

㈡　認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a　認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i　要介護１	941単位
ii　要介護２	1,010単位
iii　要介護３	1,079単位
iv　要介護４	1,149単位
v　要介護５	1,217単位

b　認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i　要介護１	1,050単位
ii　要介護２	1,119単位
iii　要介護３	1,188単位
iv　要介護４	1,258単位
v　要介護５	1,326単位

㈢　認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

a　認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i　要介護１	912単位
ii　要介護２	980単位
iii　要介護３	1,047単位
iv　要介護４	1,114単位
v　要介護５	1,181単位

b　認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)

i　要介護１	1,021単位
ii　要介護２	1,089単位
iii　要介護３	1,156単位
iv　要介護４	1,223単位
v　要介護５	1,290単位

㈣　認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)

a　認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i　要介護１	897単位
ii　要介護２	962単位
iii　要介護３	1,028単位
iv　要介護４	1,095単位
v　要介護５	1,161単位